

<書評>村串仁三郎 『国立公園成立史の研究』 に寄せて

俵, 浩三 / TAWARA, Hiromi

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

73

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

871

(終了ページ / End Page)

884

(発行年 / Year)

2006-03-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004540>

【書評】

村串仁三郎『国立公園成立史の研究』に寄せて

依 浩 三

1 国立公園史の研究蓄積が少ない中で

本屋の店頭で村串仁三郎『国立公園成立史の研究・開発と自然保護の確執を中心に』（法政大学出版局，2005）を見たとき、「あ、こんな本が出た」と驚いた。驚いた理由は2つある。21世紀は「環境の世紀」といわれ、環境問題を扱った本は「足元の自然から地球環境まで」たくさん出版されているのに、日本の優れた自然環境を代表する国立公園の基本や歴史を論じた本は、まったく見かけない。そうした中で国立公園の本が出たというのが第1の驚きである。そして第2は、村串という著者名は聞いたことがなく、奥付を見て経済学分野の研究者だと知った驚きである。

日本の国立公園は、1931（昭和6）年に国立公園法（現・自然公園法）が成立し、34年3月に瀬戸内海、雲仙、霧島の3公園が指定され、34年12月に阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇の5公園、そして36年2月に十和田、富士箱根、吉野熊野、大山の4公園がつづき、この12公園が昭和戦前指定の国立公園となった。したがって日本の国立公園は70年の歴史をきざんだことになる。70年といえば多くの私立大学教授は定年で「〇〇先生退任記念」と、あらためて歩んだ道や業績をふりかえることになるが、永遠の生命をもつ国立公園は、その出自、成長過程、制度の功罪などが検証されることがほとんどない。

大正時代の後半から昭和の戦前戦後にかけて、日本の国立公園の「生みの親・育ての親」として指導力を発揮したのは、造園学を専門とする田村剛(1890~1979)だった。田村は第2次大戦後、自らの足跡も含めて『国立公園講話』(明治書院, 1948), 『日本の国立公園』(国立公園協会, 1951)の2著を公刊した。後者は国立公園法制定20周年を記念したものである。この2著は日本の国立公園制度や歴史に関する基本文献であり、また田村は国立公園関係者にとって「神様」のような存在だったので、バイブル的な本となり、少なくとも国立公園関係者にとっては、それ以上に踏み込んで調べたり批判したりする必要が感じられなかった。

その田村が晩年となった1970年代には、高度経済成長のひずみによる環境悪化への反省が強まり、環境庁も設立された。そして日本の国立公園の歴史や本質を客観視して調べる造園研究者や国立公園関係者が出るようになった。そうした中で単行本となったものに、上原敬二『自然公園』(造園大系第4巻・加高書店, 1974), 田中正大『日本の自然公園・自然保護と風景保護』(相模書房, 1981), 環境庁自然保護局編『自然保護行政のあゆみ・自然公園50周年記念』(第一法規出版, 1981), 丸山宏『近代日本公園史の研究』(思文閣出版, 1994)などがある。また私(俵)も『北海道の自然保護・その歴史と思想』(北大図書刊行会, 1979)で北海道の国立公園を論じ、『緑の文化史・自然と人間のかかわりを考える』(北大図書刊行会, 1991)で日本の国立公園の章を設けた。

私は1950年代から国立公園などの実務に携わる公務員として、また80年代からは造園学の教育・研究に携わる者として、直接・間接に国立公園の一部とかかわってきた。だからここに例示した本の著者は、いずれも私にとっては先生や先輩であったり仲間にあたる。このように国立公園の歴史や本質を扱った本は、残念ながら内輪のマイナーな存在なのである。

そのような状況の中で村串仁三郎『国立公園成立史の研究』を見つけたので、冒頭に記したように私は驚いた。そして私の本も一部に引用されていることを知り、購入した。家へ帰ってからよく見ると、序文には「残念

ながら、紙幅の都合で、すでに発表してあった阿寒、大雪山の2国立公園の設立史……は本書では除外せざるを得なかった」と書かれている。北海道に住む私にとっては阿寒や大雪山をぜひ読みたい。そこで私は未知の村中さんに手紙を出して読後感を述べ、阿寒と大雪山の別刷りのご恵贈をお願いした。それがご縁となって、今回の村中先生退任記念論文集へ書評を寄せることになった次第である。

2 『国立公園成立史の研究』の内容に関連して

村中仁三郎『国立公園成立史の研究・開発と自然保護の確執を中心に』（以下、本書という）は、先に例示した先行研究、とくに田中正大『日本の自然公園・自然保護と風景保護』を「導きの糸としながら研究を進めた」部分が多いという。A5版400ページを超える大冊で、総論の第I部「日本の国立公園制定史」と、各論の第II部「主要な国立公園の成立過程」から構成されている。

第I部は、日本では明治以降に国立公園思想がどのように芽生え、発展し、そして国立公園が成立したか、また国立公園法はどんな問題点を内包しているかなどを論じ、第II部は、富士箱根、日光、中部山岳、十和田、吉野熊野の各国立公園の成立過程を、とくに開発と自然保護の確執を中心としながら明らかにしている。

先行研究を「導きの糸」としたというのは、先行研究の一部を引用したり、先行研究で使われた引用・参考文献を綿密に再検証し、さらに関連する資料を自ら発掘し、独自の見解を加えながら論考をまとめたということである。これらの文献は、例えば「史蹟名勝天然紀念物」「庭園」「国立公園」など大正～昭和初期の雑誌類、「帝国議会」「国立公園審議会」など関連の議事録、さらに各論では各地方の郷土史家などによるローカルな出版物や新聞記事など、身近な図書館では閲覧することができないものが多く、またコピーするにしても、どの部分をコピーすべきか、それぞれの所

蔵機関で膨大な資料を通覧しなくてはならないから、作業は容易なものではなく、苦労が多かったと推察される。

そうした作業を通じて本書が新しく提起したことのひとつに、国立公園法制定に向けた田村剛を中心とする人たちが、「一定の戦略構想を定めて、政治家や政府に働きかけ、国立公園協会を設立して、強力な国立公園法制定運動を展開し、政府に国立公園法制定を認めさせた」（72ページ）のに、「従来の研究では、この点の研究がいちじるしく弱かった」（81ページ）という指摘がある。

国立公園実現への「戦略構想」

日本の国立公園実現に向けての動きは大正後半から内務省で始められたが、関東大震災と財政事情悪化のあおりを受け、大正末期に中絶してしまう（45ページ）。ところが昭和初期にはそれが急速に息を吹き返すことになるが、本書では、田村が執筆した『国立公園』（内務省、1927）という小冊子と、初期の「国立公園」雑誌を精読し、「戦略構想」の実態を検証している（第I部第4章）。

すなわち本書では、『国立公園』の小冊子の意義を、田村が1923（大正12）～24年の海外視察の際に米欧の国立公園で得た認識を土台に、「田村は、大正期の国立公園論を彼なりに反省し、昭和期の新しい状況を踏まえて新しい国立公園論を披露し、国立公園制定運動の戦略構想を提起し、運動の促進を訴えた。この田村の国立公園論こそ、国立公園法制定準備の出発点であった」と位置づけ、評価している（74ページ）。

そして田村の主張として、①大正末期から昭和初期にかけ、日本各地の優れた自然風景地で道路開削、水力発電などにより風致に致命傷を与える恐れが生じているので、早急に国立公園を実現して開発を防止する必要があること、②国立公園予定地には私有地が多く含まれ、土地買収や権利保障には莫大な経費を必要とするため、国立公園の実現が遠ざかっていたが、私有地の買収を行わず国立公園を指定して公用制限を行う「地域制」

を採用するとともに、国有地を中心とすれば「安上がり」ですむこと、③国立公園の施設整備などはゆっくり進めればよく、その点でも「安上がり」なこと、などの構想を紹介するとともに、④田村などが、国立公園協会を設立して「国立公園」雑誌を創刊、国立公園実現の世論や気運を盛り上げ、また国立公園に理解のある安達謙蔵内務大臣（1929～1931在任）に、国立公園法実現を働きかけたことなどを詳述（71～104ページ）している。

私も『国立公園』の小冊子や初期の「国立公園」雑誌を拾い読みしたことはあるが、その「戦略構想」の全体像は気づかず、『国立公園』の小冊子を軽く見ていた。私が1950年代に厚生省国立公園部に採用されたころの国立公園協会の印象は、厚生省の建物（旧・海軍省の焼け残り）の一室に国立公園協会があって事務員はひとり、ときおり田村剛が出勤してくるというのんびりした光景だった。だから国立公園協会はせいぜい行政のサポーターで、その協会が国立公園のクリエイターの役割を果たしたという認識はまったくなかった。したがって本書が指摘した「戦略構想」は新鮮であり、記述も説得力があって納得させられた。

目的や定義を欠いた国立公園法

本書は1931（昭和6）年に成立した国立公園法が、「なんとも不思議なことに、本法の条文の中に国立公園の定義、目的が規定されていない」と指摘（114ページ）し、国立公園法提案理由の「優秀ナル自然ノ風景地ヲ保護開発シ」の内容が、自然を保護するのか開発するのか「あいまい」で、自然保護の面が弱いことを批判している（第I部第5章）。私はこの批判に半分は同感するが、半分は「あいまい」にしたことが結果的によかったと考えている。

日本の国立公園制度が自然保護に弱いのはまぎれもない客観的事実であるが、これは法律で目的や定義を明確化すれば解決できる問題ではない。現に国立公園法が改正された自然公園法（1957）では、目的と定義が導入

されたが、目的は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り」（第1条）となっており、自然保護を重視するのかわりに利用の増進を重視するのかが依然として「あいまい」である。また国立公園の定義に至っては「我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が第5条の規定により指定するもの」（第2条）という「手続き」だけで、国立公園の基本理念は片鱗さえうかがえない。

すなわち問題は法律に目的や定義が欠落していることではない。ここで国立公園法が成立した当時の背景や経緯をふりかえってみよう。

それは本書でも詳しく説明されているように、①大正後半には国立公園の所管について、内務省の内外で、自然保護を前面に出す天然記念物保護派（大臣官房地理課）と、保健休養を重視する国立公園派（衛生局保健課）が綱引きした（35～37ページ）結果、衛生局の所管に決着したこと（45、71ページ）、②国立公園の予定地には多くの私有地があるが、広大な土地を買収したり権利補償するには「少ナカラザル経費モ要シ、……財政上ノ見地カラ致シマシテ其実現ハ困難」（45ページ）なので、土地所有と関係のない「安上がり」な「地域制」が導入され（79ページ）、必然的に田・大日本帝国憲法の下でさえ、きびしい権利制限は困難だったこと（本書では「一定ノ行為ヲ禁止又ハ制限」できる国立公園法第9条の規定に期待している（119ページ）が、これは1回も発動されたことのない有名無実の規定で、新憲法第29条の財産権規定に反するとして自然公園法では姿を消した）。③国立公園実務の中心にいた田村剛は「風景の保護を消極的と把握し、利用開発を積極的にとらえる」（115ページ）国立公園思想の持ち主だったこと、という前提条件があった。

したがってこの前提条件がある限り、国立公園法の中で目的や定義を明確にしようとすれば、積極的な利用開発を前面に出し、天然記念物のようにきびしく自然を保護する面を後退させざるを得ないことになる。だから「開発を極力抑制し、大自然・大風景をそのまま後世に伝えるという明確な論点を本法の中に定義することが必要であった」（117ページ）という指

摘・批判は、前提条件を否定しなければ成り立たない。私が先に「あいまい」にした方が結果的にはよかったといったのは、積極的な利用開発を前面に出す定義が明確化されてしまうよりも、「あいまい」な方が、実情に即して自然保護を強く主張できる利点があると考えからである。

本書でも、「どんなに立派な法律を制定しても、運用が悪ければ意味はない。逆に悪法でも、運用によってはかなり目的を達成できる。国立公園法も、国民的な理解によって、行政を動かし、法の精神を十分に引き出し、運用するならば、大きな意味をもつことになる」(121ページ)といっているが、私も賛成である。

なおそれに関連し、本書の主題とは離れる今後の課題であるが、北海道・東北・中部山岳地方など国有地を中心とする国立公園では、「営造物公園」的に自然保護を明確に打ち出す必要があると私は考えている。なぜなら国有地の大部分は林野庁所管の国有林であり、その国有林の管理経営方針は1999年以降、木材生産より森林の公益的機能を重視する「国民の森林」へ抜本改革されたからである。したがって国立公園内の国有林の管理目的を国立公園の管理目的と一致させれば、「地域制公園」でありながら、事実上の「営造物公園」となり得るのである。

ちなみに本書には、「とくに原始性の強い山岳地帯の国立公園、中部山岳、大雪山、阿寒、十和田、大山、霧島の各国立公園は、国有地がほとんどであり、私有地の比率は、阿寒を除けば数%以下であった」(129ページ)と紹介されているが、その傾向は大山(隠岐を追加・私有地率52%)、霧島(屋久を追加・私有地率26%)を除き、現在でも大きくは変動していない(十和田は八幡平を追加したが私有地率6%)。

明治・大正期の国立公園思想の萌芽と展開

本書では、国立公園法が成立する以前に、日本ではどのようにして国立公園思想が芽生え、展開したのか、明治期における外国の国立公園情報の把握を含め、日光や富士山の例もひきながら説明している(第I部第1章

～第3章)。

「明治期における国立公園思想の萌芽に関する研究は、本章のようにまとまったものはないが、先学の部分的な研究は少なくない」(3ページ)というように、本書の第1部第1章～第3章にあたる部分の研究蓄積はけっして多くはない。そうした中で各種の資料を収集・分析しながら、明治・大正期の国立公園思想の萌芽と展開をまとめたことは、それなりに評価できることである。

しかし本書の著者が経済学分野に属し、いままで造園学分野との交流がなかったためか、例えば前記した丸山宏『近代日本公園史の研究』(1994)の存在を見逃したらしいことが惜まれる。これは全体で380ページ、大半は都市公園に関する論考であるが、第5部が「国家的公園の展開・国立公園の成立」となっており、第11章「国立公園設置運動の展開」、第12章「日光国立公園の成立」、第13章「富士山公園論の展開」という章がある(269～375ページ)。また丸山には「黎明期ナショナル・パークについての情報とその紹介者たち」(京大演習林報告No.57, 1986)という一文もある。なお日光国立公園に関しては永嶋正信による『『日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願』について・日光町長及び地元の動き』(国立公園No.337, 1977)を始めとする一連の研究もある。

これらは本書の、第1部第1章「明治期における国立公園思想の萌芽」、第1部第2章「大正期における国立公園の思想と政策の形成」、第II部第1章「富士箱根国立公園(I)富士山」、第II部第3章「日光国立公園」と、かなり重なり合う主題である。

したがって本書の著者が国立公文書館で苦勞して発掘した資料をもとに考察し、「大正5年9月に、わが国の国立公園制定史において画期的な意味を持つ提案が提出された。原敬内閣は、大正5年4月に設置された内閣付属の経済調査会をつうじて、大正5年9月に富士箱根や瀬戸内海に国立公園を設置し、外国人を招聘して外貨を稼ごうという政策を提起した」と紹介し、「この政策提言は、これまでの国立公園成立史の研究では、私の

田稿をふくめてまったく見落とされてきた」(26~27ページ)と位置づけた経済調査会による「漫遊外客誘致ニ関スル施設」は、丸山の著書(282~283ページ)にきっちりと紹介されている。なお付言すれば、本書ではこの提案が原内閣でなされたと記述しているが、丸山は大隈内閣としている。不思議なので調べてみたら、1916(大正5)年当時の首相は大隈重信で、原敬ではなかった。

もしも本書の著者が丸山などの著書に気づいていれば、第I部第1章~第2章あるいは第II部第1章・第3章は、さらに厚みと深みを増した考察が可能だったのではないかと惜まれる。そうした意味でも、研究者間の交流や情報交換の重要性が痛感される。

本書第I部第3章は「大正期における国立公園論争」を扱っている。ここでの主題は、国立公園の利用開発を重視する本多静六・田村剛などと、天然記念物的な自然保護を重視する上原敬二・大屋霊城などとの、国立公園の基本性格をめぐる論争であるが、私もこのテーマに関心を寄せ、田著『北海道の自然保護・その歴史と思想』(1979)などで簡単に紹介したことがある。しかし本書ではこの問題をより詳しく、深く考察しており、傾聴すべき内容となっている。

ただしこの論争で重要な役割を果たす田村剛の「国立公園論」は、1921(大正10)年9月8日から東京朝日新聞に連載されたもので、そのことは本書の著者も参照したという『自然保護行政のあゆみ』(1981)にも明記されている(47ページ)。しかし、なぜか本書は1921年10月20日から大阪朝日新聞に連載された同一文を紹介し東京朝日新聞にふれていない(52ページ)。それでいながら、「大屋霊城は、田村剛の『国立公園論』が発表されるとただちに大正10年9月27日から29日の3回にわたって同じ大阪朝日新聞で『反国立公園論』と題する厳しい田村剛批判をおこなった」と記述している(56ページ)。これでは田村の「国立公園論」と大屋の「反国立公園論」の日付が前後に逆転してしまうので、つじつまが合わない説明である。

各論を通じて見える開発と自然保護の確執

第II部各論では、富士箱根、日光、中部山岳、十和田、吉野熊野の各国立公園の成立事情が検証されている。その視点は、第I部で論じられた国立公園法が「保護開発」の理念を「あいまい」にしたため、「国立公園の目的を自然・風景の保護を重視することにおくか、利用開発を重視することにおくか」という問題は……、現場の解決に委ねられることになったのである」(115ページ)という「現場」での、自然保護と開発の確執に焦点が合わされている。

ところで国立公園の「保護開発」という場合、一般の方に対しては注釈を加える必要があるだろう。ここでいう「開発」とは、国立公園の利用目的に沿った道路や宿舎などの整備を指すもので、ダム建設や水力発電、森林伐採、農地造成、鉱山開発など国立公園目的と無関係あるいは国立公園目的に反する開発は、含まれていない。国立公園法では、前者の施設整備を国立公園事業(第4条・自然公園法第9条)、後者の国立公園目的とは無関係または反する開発を特別地域(特別保護地区)の開発規制(第8条・後に8条の2を追加、自然公園法第13条、第14条)に区分している。国立公園内における「開発」にはこの2つの異なった性格があり、「保護」はその双方に対し、どのように規制できるかできないかの問題、とご理解いただきたい。ただし本書の各論で扱われた時期は国立公園指定前なので、直接には国立公園法の適用を受けていない。

本書の各論で扱われた各国立公園では、それぞれの地域の自然的条件や社会経済的背景によって違いがあるが、これら国立公園目的に沿った開発と、国立公園とは無関係ないし反する開発が混在しながら、およそ明治末期から昭和初期へかけて、開発と自然保護の間にどのような確執があったかがクローズアップされている。

国立公園候補地となる地域は観光地としての潜在能力をもっており、それは地元の地域振興に結びつくので、一般的にアプローチの鉄道・道路な

どの観光開発は、例えば日光（234～242ページ）に見るように、容認されやすかった。とくに昭和初期までは現在の目からみれば「入口」付近までの開発で、奥地の山岳道路などは夢物語でしかなかった。それでも富士山麓（174～185ページ）や立山（300～309ページ）などでは観光開発と自然保護の葛藤があった。またアプローチの改善とともに、観光客・登山者が増加すると、俗化や高山植物の盗掘などの問題も顕在化してくる。それは上高地・白馬（267～294ページ）や富士山（151ページ）などに見られ、とくに富士山では登山ケーブルカー構想が再三にわたって浮上し、その是非が活発に論議された（166～200ページ）。

一方、国立公園目的と無関係あるいは国立公園目的に反する開発は、当時は水力発電がもっとも多くの問題を惹起した。例えば、尾瀬（248～260ページ）、上高地（276～281ページ）、黒部（310～334ページ）、北山峡（363～371ページ）などでは、地元が概して開発指向だったのに対し、庭園協会、国立公園協会、史蹟名勝天然記念物保存協会などの有志が反対運動を展開し、尾瀬、上高地の貯水池化や北山峡の発電計画は阻止できたが（いずれも戦後に再燃）、黒部川では第三発電所までが認められてしまった。なお黒部川の場合は発電工専用の道路が観光開発に役立つとの地元の思惑があり（321ページ）、それは戦後の黒部第四ダム開発と立山黒部アルペンルートの原型をなしており、興味ふかい。

農林業関係の開発では、十和田湖の水を三本木（十和田市）に導水する灌漑事業（342～349ページ）が問題となったが、この場合は十和田湖の地元にとっては水位低下の景観的マイナスだけをもたらすので、地域住民も反対運動を推進し、国立公園協会などの反対とあいまって、計画を大幅に縮小させ、実施せずに終わった（ただし後に水力発電で再燃）。また吉野では古くからの林業地帯をかかえているので、私有林の森林伐採規制との調整が問題となり、国立公園予定区域を縮小したり、伐採を容認するような妥協案が浮上して吉野熊野国立公園が成立した（365～371ページ）。

このような国立公園予定地における開発と自然保護の確執は、概してい

えば地元では容認意見が多く、それに異を唱えたのは、三好学、白井光太郎、武田久吉など史蹟名勝天然記念物保存協会関係、あるいは本多静六、田村剛など国立公園協会関係の学識経験者たちが主な役割を担った。当時はまだ現在のような市民による自然保護運動は見られなかった。

そうした中で国立公園の成立に先行し、農商務省（1925以降は農林省）による上高地（1915）、十和田湖（1916）、白馬連峰（1922）、立山連峰（1930）などの「国有保護林」の設定、あるいは内務省（1928以降は文部省）による白馬連山高山植物帯（1922）、富士山原始林（1926）、十和田湖及奥入瀬渓流（1928）、上高地（1928）、澗八丁（1928）などの「名勝・天然記念物」の指定が、それぞれの地域の核心部で自然保護の橋頭堡のような役割を果たしたことが注目される。

一般に地元では開発指向が強い傾向の中で、異色の自然保護派の官僚として青森県の武田千代三郎知事（官選・1908～1913在任）がいた。武田は1912（明治45）年に「十和田の美は自然のままなるにあり」と十和田湖保勝論を唱え、十和田保勝会を発足させた（338ページ）。この思想は十和田の地域住民に受け継がれ、前記の十和田の灌漑計画反対などに威力を発揮したが、「十和田の住民の思想と行動の歴史は、日本の国立公園運動において大きな意義を持っている」（352ページ）と本書は評価している。

なお細かいことであるが、中部山岳国立公園では山岳関係者や高山植物愛好家の間で名の知れた「河野齡藏」が数ヶ所に登場し（267, 268, 269ページなど）、「白馬岳に登る記」も引用され、引用文献リストと人名索引にもその名が記されている。しかしいずれも「河野歳藏」となっているのは気がかりである。

以上、第Ⅱ部の要点を紹介した。ここに例示した個々の事例は、すでに国立公園関係者や郷土史家などに知られた事実ではあるが、本書は第Ⅰ部総論の認識を踏まえ、ひとりの著者が一定の視点をもって、各論を横断的に詳細に論じたという点で、本書では割愛された阿寒・大雪山（「経済志林」Vol.69—No.4, 2002）を含め、瀬戸内海・阿蘇など西日本への言及

はないものの、従来の国立公園関係書になかった大系をなしている。

またこの各論で紹介された事例のいくつかは、第2次大戦後に再び問題化したり、より奥地での大規模開発構想になったりした。すなわち国立公園内における開発と自然保護の確執のパターンは、林野庁国有林の「拡大造林政策」やカモシカなど野生動物保護問題を除けば、その多くが昭和戦前までに原型を胚芽していたことに注目したい。

3 一連の「国立公園論」の完成と若手の輩出を期待

以上、忌憚のない辛口の批評も交えて『国立公園成立史の研究・開発と自然保護の確執を中心に』を紹介してきた。しかしどんな本でも、細部を見れば多少の見落としや思い違いは避けられない。大きな立場から見れば、本書は日本の国立公園の成立過程を、膨大な資料を駆使しながら、もっとも詳しく調べ、論じたもので、しかも造園研究者や国立公園関係者の仲間内ではなく、第三者の目をもつ異分野の研究者によってなされた本格的な著作という意味で、画期的な労作と評価することができる。

また本書は研究書ではあるが、その記述は若い人向けの配慮もなされている。一般に若い人は明治・大正期の古い文章を読むことが苦手である。したがって例えば登山家として著名な小島烏水は明治末期に「富士山保護論」を発表しているが、本書はその全文を掲載するのではなく、「彼の主張の要点は、第一に……、第二に……、第三に……」と要点だけを引用し、全文を読みたい人には文献リストで出典を記している。それだけでなく「以上やや長々と引用したが、烏水の富士山保護論は……」とさらに要約した解説を付記している（151～152ページ）。こうした記述方法はとくに若い人たちにとっては読みやすく、入門の手引きとなり有益であろう。

ところで本書の著者は、なぜ国立公園に興味をもつようになったのだろうか。「はしがき」によれば、著者はイギリスでの生活で国立公園の野外レクリエーション利用を体験する機会があり、帰国後は日本の国立公園を

訪れるようになったが、バブル経済のさなか国立公園ではリゾートなどの観光乱開発が進行していた。「なぜ、日本の国立公園は開発の脅威にさらされるのか。レジャー・観光先進国においては、国立公園が日本のようにレジャー・観光・リゾート開発の脅威にさらされているという話は聞いたことがない。日本の国立公園についてこれまでほとんど考えたことがなかった私は、こうした日本の現状を憂慮しつつ、日本の国立公園とは一体どんなものなのかを究明しようと決心した」のが、研究の動機だという。

したがって「当初の研究構想は、戦後からバブル期までの国立公園を扱うことであった」という。しかし著者は、表面的な現象ばかりとらえても本質は分からないと考えたのか、国立公園が成立した原点を探ることに着眼し、「結局、国立公園制定史だけで10年を費やし、その成果（法政大学経済学会「経済志林」に発表）をもとに本書が生まれたのだという。

そして「あとがき」によれば、「今後も引き続き、……戦後における日本の国立公園の再編および新設、高度経済成長期とバブル期における国立公園の実態、とくに開発と自然保護の深刻な確執について本格的な研究をおこなってゆきたいと考えている。また、日・米・英の国立公園の国際比較にも取り組んでゆくつもりである」という。

その著者の壮大な心意気には敬服すべきものがあり、今後も村串版「国立公園論」がつつぎと重ねられ、集大成されることを期待したい。その場合、先にも指摘したように、造園学研究者や国立公園関係者などと学際的に情報交換、討議などを行うことは、いろいろな意味で有意義であり効率的でもあると思うので、本書の出版を機に、国立公園に関心を抱くひとびとのネットワークが形成されることが望ましい。私も主として北海道からの視点ではあるが、私なりの情報は提供できていると思っている。

また「あとがき」には、「若い学究たちの今後の研究にとって一つの礎石となれば幸いである」とあるが、私も同感である。国立公園の本質や歴史に関心をもって調べ、考える、若いひとびとが、造園学分野だけでなく、経済学など、いろいろな分野から輩出してくれることを願っている。